(三)　この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第四九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとした。

◇**農業災害補償法施行令の一部を改正する政令**（政令第一九一号）（農林水産省）

1　農業共済組合又は共済事業を行う市町村がその家畜共済において家畜共済の一の共済目的の種類を共済目的の種類としないことができる相当の事由は、当該一の共済目的の種類につき共済関係が存しない状態が相当期間にわたり継続すると認められることとした。（第二条の二関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成二九年七月二六日）から施行することとした。

◇**農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一九二号）（農林水産省）

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二九年法律第四八号）の施行期日を平成二九年七月二四日とすることとした。

◇**農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第一九三号）（農林水産省）

一　農村地域工業等導入促進法施行令の一部改正関係

産業の導入を促進する区域の要件を改めることとした。（第三条第一項第四号関係）

二　農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正関係

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づき整備される施設の用に供される土地について、土地改良事業等で区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にあるものにあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものに限り、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれないものとした。（第八条第三号関係）

三　施行期日

この政令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年七月二四日）から施行することとした。

◇**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一九四号）（財務省）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二九年法律第三八号）の施行期日は、平成二九年一〇月一日とすることとした。

◇**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第一九五号）（財務省）

一　輸出貿易管理令の一部改正関係

外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五三条第四項第一号に規定する政令で定める使用人は、使用人のうち、営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者等とする等、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正関係

法第六八条における主務大臣を、法及びこの政令の他の規定の定めるところにより法の施行に関する事務を所管する大臣とすることとした。（第二条関係）

三　対内直接投資等に関する政令の一部改正関係

法第二六条第三項に規定する特定取得であって、法第二八条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、相続又は遺贈による特定取得等とする等所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

四　施行期日

この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二九年法律第三八号）の施行の日（平成二九年一〇月一日）から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令**（政令第一九六号）（厚生労働省）

一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の一部改正関係

高年齢労働者の雇用保険料が免除される額に係る規定を削除することとした。（第一条関係）

二　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置関係

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前の期間に係る同法第三条の規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四四年法律第八四号）第一二条第四項、第五項及び第九項並びに附則第八条の改正規定を除く。）による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による労働保険料及び当該労働保険料に係る徴収金並びに労働保険料の負担については、なお従前の例によることとした。（第二条関係）

三　この政令は、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第一九七号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成二八年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、平成二九年八月一日から施行することとした。

◇**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約**（条約第二一号）（外務省）

この条約は、国際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うため、重大な犯罪を行うことを合意すること等一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪収益の没収、犯罪人引渡し等につき規定するものである。この条約は、本文四一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　用語（第二条関係）

(一)　「組織的な犯罪集団」とは、三人以上の者から成る組織された集団であって、物質的利益を得るため重大な犯罪又は条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するものをいう。

(二)　「重大な犯罪」とは、長期四年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重大な刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。

(三)　「組織された集団」とは、犯罪の即時の実行のために偶然に形成されたものではない集団をいい、その構成員について正式に定められた役割、その構成員の継続性又は発達した構造を有しなくてもよい。

2　適用範囲（第三条関係）

この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、第五条、第六条、第八条及び第二三条の規定に従って定められる犯罪並びに重大な犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追について適用する。

3　組織的な犯罪集団への参加の犯罪化（第五条関係）

(一)　締約国は、次の一方又は双方の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(1)　物質的利益を得ることに関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの

(2)　組織的な犯罪集団の目的等を認識しながら、組織的な犯罪集団の犯罪活動等に積極的に参加する個人の行為

(二)　締約国は、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆すること等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

4　犯罪収益の洗浄の犯罪化（第六条関係）

(一)　締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(1)　犯罪収益の不正な起源を隠匿すること等の目的で犯罪収益である財産を転換し又は移転すること及び犯罪収益である財産の真の性質等を隠匿し又は偽装すること。